

# 建築基準法

(用語の定義)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(第一号～第八号 略)

九 **不燃材料** 建築材料のうち、**不燃性能** (通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。) に関して政令で定める

技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

(第九号の二～三十五号 略)

## 建築基準法施行令

(**不燃性能及びその技術的基準**)

第108条の2 法第2条第九号の政令で定める性能及びその技術的基準は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後**20分間** 次の各号 (建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、第一号及び第二号) に掲げる要件を満たしていることとする。

- 一 燃焼しないものであること。
- 二 防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであること。
- 三 避難上有害な煙又はガスを発生しないものであること。